

アルバイトの[就業時間]について

午後10時以降の勤務を前提とした求人申込みはお受けいたしません

アルバイト情報提供に係る「制限職種規準」

	具 体 例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	<p>プレス、ボール盤、施盤、断裁機など自動機械の操作</p> <p>高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む）</p> <p>自動車、バイクの運転、自転車による重量物（30kg以上）の配達</p> <p>線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理）</p> <p>土木・水道工事等の現場作業</p> <p>建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業</p> <p>2階以上の高所での屋外作業（硝子ふき、器具取り付け等）</p> <p>警備員</p>	<p>危険事故が伴う。</p> <p>免許を必要とし、高度の危険性がある。</p> <p>最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。</p> <p>落下物・転落等の危険度が大きい（内装工事は除く）。</p> <p>会場整理、誘導、受付は除く。</p>
人体に有害なもの	<p>農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等）</p> <p>特に高温・低温度の作業</p> <p>塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業</p>	<p>健康上、人体に有害と考えられる。</p>
法令に違反するもの	<p>労働争議に介入するおそれがあるもの</p> <p>営利職業あつ旋業者への仲介あつせん</p> <p>マルチ・ネズミ講商法に関するもの</p> <p>出来高払（一定額の賃金の保証のないもの）</p>	<p>職業安定法20条参照</p> <p>職業安定法の趣旨（雇用関係の成立のあつせん）に反する。</p> <p>無限連鎖講の防止に関する法律参照</p> <p>労働基準法27条参照</p>
教育的に好ましくないもの	<p>街頭でのチラシ配り・ポスター張り</p> <p>不指特定多数を対象とした街頭や訪問による調査</p> <p>訪問販売、勧誘、専門におこなう集金競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業</p> <p>バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、男子の長期継続の深夜作業</p> <p>女子の住込と夜間作業（22時以降）</p> <p>選挙の応援に関する一切の業務</p> <p>スパイ行為に類する調査</p>	<p>内容的に問題があつたり、無許可の場合が多い。</p> <p>相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。</p> <p>大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。</p>
望ましくない求人	<p>人命にかかわることが予想される業務</p> <p>労働条件が不明確なもの</p> <p>人員の限定を条件とするもの</p> <p>学生を紹介しても採否の連絡がなかつたり、正当な理由なく採用されないことがしばしばくり返されるもの</p>	<p>水泳指導員、監視員、ベビーシッター等賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払方法等に関することが明示されていないもの</p> <p>例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの</p>